

北空知衛生センター組合公平委員会処務規程

平成31年2月18日
組合公平委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、北空知衛生センター組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）の事務処理その他の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の設置)

第2条 公平委員会に書記長、書記その他の職員を置く。

2 書記長は、委員長の命を受けて、公平委員会の事務を総括し、書記その他の職員を指揮監督する。

3 書記その他の職員は、上司の命を受けて、公平委員会の事務に従事する。

(事務の専決等)

第3条 書記長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例であると認められる事項については、この限りでない。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 職員の超過勤務の命令に関すること。
- (3) 軽易又は定例的な事項の報告、照会及び回答に関すること。
- (4) 文書の整理編さん及び保存に関すること。
- (5) その他前各号に準ずる軽易な事項の処理に関すること。

(代決)

第4条 書記長が出張、病気その他の理由により不在のときは、書記がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項で重要なものについては、事後速やかに書記長の後閲を受けなければならない。

(公印)

第5条 公平委員会の公印の名称、書体、寸法、個数、管守箇所及び使用範囲は、別表のとおりとする。

(その他の事項)

第6条 第2条から第5条までに掲げるもののほか、公平委員会の事務の処理及び職員の服務に関し必要な事項については、深川市文書管理規程（平成8年深川市訓令第3号）、深川市職員の服務に関する規則（平成8年深川市規則第3号）その他の深川市関係規程を準用する。

(施行細目)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

名 称	ひな形	書体	寸法 (mm.)	個数	管守箇所	使用範囲
北空知衛生センター組合公平委員会之印	い	てん書	正方形 18×18	1	事務局	公平委員会名を用いる公文書

い

北空知衛生 センター組合 公平委員 会之印
